

令和3年5月29日

スポーツ団体 各位

NPO法人京田辺市社会体育協会
会長 井上 晃 志
【印省略】

緊急事態宣言の再延長を受けて（5月29日時点）

平素は、本協会の発展のためにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、京都府への緊急事態宣言が再延長されたことを受けまして、下記の通り活動の制限について変更がございますので、貴団体で周知いただき、遵守していただきますようお願い申し上げます。

スポーツ団体の皆様には何かとご不便をお掛けしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 期間について
 - ・令和3年6月1日（火）から6月20日（日）迄（変更の可能性あり）
2. 市内小中学校の使用（学校開放事業）について
 - ・京田辺市から要請があり5月31日（月）までは使用中止とし上記期間中は19時迄使用可能
 - ※期間中19時以降に使用申請している団体は各学校へのキャンセル連絡は不要
3. 有料公園施設等の使用について
 - ・京田辺市から要請があり19時まで使用可能
 - ・田辺中央体育館窓口での申請受付は通常通り9～19時（減免申請は9～17時）
 - ・期間中19時以降に使用申請されている団体は申請書の控えとご本人確認ができる運転免許証等を持参のうえ還付の手続きをお願いします（緊急事態宣言解除後でも返金可能）
4. 会員の活動について
 - ・期間中は不要不急の外出自粛をお願いします
5. 体協主催事業（市民総体や各団体大会、定期練習など）の実施について
 - ・市民総体や府民総体予選会・各団体主管大会等の開催については中止
 - ・定期練習については感染予防対策を講じた上で実施可能
6. 京田辺市及び本協会が主催・後援・主管しない大会等への参加について
 - ・主催者の判断の基、感染予防対策を講じた上で参加可能（開催場所・施設の方針に従う）

問い合わせ先

NPO法人京田辺市社会体育協会

TEL：29-9008 FAX：62-1534

メール：jimukyoku@kyotanabe-taikyo.jp